

求人・求職者の皆様へ

株式会社ビジョンクエスト

代表取締役 案浦 幹雄

取り扱うべき職種の範囲その他業務範囲

- ①当株式会社ビジョンクエスト有料職業紹介事業所の取り扱い職種の範囲は、専門的・技術的職業、事務的職業です。
- ②取扱い地域は全国です。
- ③若年雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込み者等であることを条件とした求人は取扱いません。

手数料に関する事項

- ①求人者から徴収する手数料

手数料は別添「手数料表」の通り

届け出ている手数料は上限であり、実際の手数料については求人者と別途利用申込書・契約書等にて取り交わすものとなります。

- ②求職者から徴収する手数料

求職受付の際、手数料は一切頂きません。

苦情処理に関する事項

- ①苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の案浦 幹雄となります。
- ②苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

求人者の情報及び求職者の個人情報の取り扱いに関する事項

- ①求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の案浦 幹雄となります。
- ②求人者または求職者から知り得た個人的な情報については、個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。

返戻金制度に関する事項

- ①返戻金制度の有無・・・ 有

返戻金制度に関する事項

以下のいずれかの事由が発生した場合には、求人者は当該事由の発生日から1ヶ月以内にこれを通知することで当該応募者に係る成功報酬額を下記の要領に従い算定することを求めることができる。この場合、当社は当該求めに理由があると判断する場合、成功報酬額

から下記の要領に従い算定した額を控除して請求するかまたは、下記の要領に従い算定した額を返還するものとする。

成功報酬額を控除または返還する理由

- (1) 入社当日までに本人の意志により内定辞退に至った場合
- (2) 以下に定める事由により内定を取り消した場合
 - ①求職者が刑事事件で逮捕若しくは起訴されたとき
 - ②その他内定を取り消されてもやむを得ない事由があったとき
- (3) 入社後、明らかに当該求職者の責による理由によって懲戒解雇され、労働基準監督署の解雇予告除外認定を受けた場合
- (4) 求職者が自己都合によって退職した場合

成功報酬額の控除または返還する割合

入社日から 14 日以内 ・ ・ ・ ・ ・ 成功報酬の 80% (消費税別)
入社日から 1 ヶ月以内 ・ ・ ・ ・ ・ 成功報酬の 50% (消費税別)
入社日から 3 ヶ月以内 ・ ・ ・ ・ ・ 成功報酬の 25% (消費税別)

成功報酬額の控除または返還を行わない場合

- (1) 求人票と異なる労働条件で雇用契約の締結をした場合
- (2) 求人票と異なる労働条件で雇用契約を締結したために退職をした場合
- (3) 求人票と異なる労働条件の変更を求めたために退職に至った場合
- (4) 雇用条件の内容が法令に反しているものであり、それにより退職に至った場合
- (5) あきらかに求人者の責によって退職に至った場合
- (6) 全各号の事由発生日から 1 ヶ月以内にこれを書面で通知しなかった場合